

個人番号入り住民票の請求にかかる本人確認書類について

個人番号入り住民票の請求の際の本人確認については、①から③の条件をクリアした証明書をご用意いただきます。

①「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されている証明書

②氏名・住所等、最新の情報に更新されている証明書

③有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る

そのうえで、下表のA書類、B書類またはC書類をご準備いただき、ご持参願います。

▼A書類(官公署が発行した顔写真付き証明書をお持ちの場合)・・・1点

▼B書類(A書類をお持ちでない場合)・・・2点

▼C書類(B書類を2点お持ちでない場合)・・・B1点とC1点(C2点では受付不可)

A書類	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(紙製の「通知カード」ではありません) ・住民基本台帳カード(写真あり) ・パスポート ・運転免許証 ・その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等 (海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、 運行管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のものに限る)、在留カード、特別永住者証明書、一次庇護許可書、仮滞在許可書、官公署がその職員に対して発行した身分証明書)
B書類	<ul style="list-style-type: none"> ・A書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 ・地方公共団体が交付する敬老手帳 ・生活保護開始(変更)決定通知書 ・健康保険被保険者証 ・公的年金証書 ・その他市町村長が適当と認める書類 (後期高齢医療者証、前期証(国民健康保険高齢受給者証)、介護保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、マル乳医療証、マル子医療証、納税通知書、源泉徴収票、市・都民税決定通知書)
C書類	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関が発行した氏名等が記載されている書類もしくは一般的に本人を証明するものとして発行された書類 (社員証、学生証、診察券(刻印または印字のもの)、公共料金領収書(電気、ガス、水道、電話)等、「氏名・生年月日」か「氏名・住所」が記載されている書類)

問い合わせ 多摩市役所市民課住民記録担当連絡先 042(338)6823